コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約書

東日本電信電話株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社●●（以下「乙」といいます。）は、甲の電気通信事業法第３３条第２項及び第７項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（平成１１年東相制第９９－２号）（以下「公表約款」という。）及びコロケーション・スペース利用に関する契約に基づき、甲乙間の相互接続に必要となる乙の設備等（以下「対象設備」といいます。）の設置に伴い使用する甲の電力設備、空調設備、建物付帯設備等（以下「通信用設備」という。）の利用に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（目的）

第1条　本契約は、公表約款に基づき、甲の通信用建物等に設置した対象設備の設置に係る設備保管料のうち電気料、通信用設備の利用に関する設備使用料及び料金に関する事務処理を規定する。なお、本契約中、公表約款を適用する場合、公表約款中「当社」とあるのは「甲」に、「接続申込者」ないし「協定事業者」とあるのは「乙」に読み替えるものとする。

（通信用設備の利用条件）

第２条　乙は、公表約款第９５条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）の手続により設置された対象装置に必要となる甲の通信用設備を利用することができるものとする。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当し、通信用設備の利用が不可能な場合、乙に対する通信用設備の制限又は中止を求めることができるものとする。なお、その場合甲は、あらかじめその旨を乙に通知することとするが、緊急やむを得ない場合は事後直ちに連絡するものとする。

(1)　天災、火災等の事由により、正常な通信用設備の利用が事実上不可能となった場合。

(2)　甲の通信用設備に故障が生じ、又は故障が生じる恐れがある場合。

(3)　甲の通信用設備の工事施工、又は保守上やむを得ない場合。

(4)　その他、保安上の必要がある場合。

３　甲の行う通信用設備工事又は保守により乙の対象設備に影響の恐れがある施工にあたっては、施工方法、施工期間について、甲乙協議するものとし、乙はこれに協力するものとする。

４　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙に対する通信用設備の利用を中止することができるものとする。なお、甲が通信用設備の利用を中止した後に乙がその事由となった事実を除去した場合、甲はその事実を確認の上、乙に対し通信用設備の利用を再開する。

(1)　乙がその責に帰すべき事由により、甲に重大な損害を与えたか、又はそのおそれがあるにもかかわらず乙がその事由の除去に応じない場合。

(2)　乙の責に帰すべき事由により、甲に保安上の危険がある場合。

５　乙は、甲の通信用設備に造作等を一切行ってはならない。

６　乙は、甲の通信用設備に発火、爆発、振動、臭気、騒音等の恐れのある物等を配備し、又は持ちこんではならないものとする。

７　乙は本契約の履行にあたっては、甲が別途定める自前工事・保守マニュアル（他事業者様用）に基づき通信用建物等を利用することとする。

（管理責任者）

第３条　甲及び乙は対象設備の維持、運用にあたり管理責任者一覧表により管理責任者を定め、相互に通知することとし、管理責任者を変更した場合も同様とする。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

２　管理責任者は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲又は乙それぞれの権限とされる事項のうち甲又は乙が必要と認めて管理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する者とする。

(1)　本契約の履行についての甲乙相互間に対する通知、承諾、協議

(2)　対象設備の設備数量の増減設に関する通知、承諾、協議

(3) 対象設備の設備使用料等に関する費用の通知、承諾、協議

(4) 対象設備の設備使用料等に関する費用の請求に関する事項

３　甲及び乙は、２名以上の管理責任者に前項の権限を分担させたときは、それぞれの管理責任者の有する権限の内容を、管理責任者に本契約に基づく甲乙それぞれの権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、それぞれ書面をもって相手方に通知するものとする。

（通信用設備の利用開始日及び利用終了日）

第４条　通信用設備の利用開始日は、公表約款第９５条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）に規定された接続申込者が対象設備を現用に供する日を利用開始した日とし、自前工事実施計画書に明記することとする。

（１）　甲が工事を請け負う場合は、甲が接続申込者に通知した工事完了予定日又は甲の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を利用開始日とする。

（２）　乙が自ら設置するための工事を行う場合（以下「自前工事」といいます。）であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、乙が自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日（乙が施工結果確認依頼に記載した工事完了日）のいずれか早い日を利用開始日とする。

（３） 乙が自前工事を行う場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、乙が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は甲の電力設備の準備が整う日（甲は自前工事申込書に記載された、乙の電力設備利用開始希望日までに電力設備の準備が整わない場合は、電力設備利用開始可能時期通知書で電力供給可能日を通知する。）のいずれか遅い日を利用開始日とする。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。但し、電力設備利用開始希望日又は電力供給可能日に乙が電力の繋ぎこみに係る立会い依頼に対し、甲の都合により繋ぎこみが遅れた場合は、立会いの日を利用開始日とする。

２　通信用設備の利用終了日は、自前工事の場合、乙の当該工事に係る施工結果を甲が確認した日とする。又、甲の受託工事により対象設備を撤去した場合は、甲から乙への撤去された装置等の引渡しが完了した日とする。

３　前２項の規定に係らず、公表約款第１０条の２（事前照会）に規定する、乙からの申込みに基づく手続きにより、対象設備と利用用途が同一であると認める旨の回答を甲が行った設備（以下、「代替設備」という。）を現用設備と取替える工事（以下、「更改工事」という。）を実施する場合は、現用設備の撤去工事に係る施工結果を甲が確認した日（以下、「現用設備撤去確認日」という。）以降も、乙は通信用設備の利用を終了せず、代替設備の設置に必要な通信用設備として継続して利用（以下、「継続利用」という。）できるものとする。

４　前項に規定する更改工事を実施する場合において、現用設備のほかに乙が設置している設備（以下、「充当用設備」という。）の設置に伴い利用している通信用設備の全部又は一部を利用することを要望するときは、乙は、予め充当用設備を撤去し、充当用設備の設置に伴い利用している通信用設備の全部又は一部を代替設備の設置に必要な通信用設備として継続して利用（以下、「充当利用」という。）するものとする。なお、第２項の規定にかかわらず、現用設備撤去確認日をもって充当利用を終了する場合は、現用設備撤去確認日を充当利用の利用終了日とする。

５　前項の場合において、乙は、充当用設備の撤去工事に係る施工結果を甲が確認した日から１ヶ月以内に、現用設備の撤去工事に係る甲による施工結果確認を完了するものとする。

６　乙は、充当利用する場合は、第３項の規定に基づき公表約款第１０条の２（事前照会）に規定する乙からの申込みに基づく手続きと併せて甲に申し込むこととし、甲は充当利用の可否を回答するものとする。

（対象設備の確定）

第５条　甲の通信用設備を利用する対象設備については、甲乙間で確認を行うものとする。乙の対象設備に変更が生じた場合も同様とする。

（各種費用の算定）

第６条　通信用建物に係る費用の算定は、公表約款料金表第３表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第１（通信用建物に係る負担額）（１）（設備保管料）のうちイ（電気料）、（２）（設備使用料）、第２（とう道又は管路に係る負担額）、第３（電柱に係る負担額）（以下「設備使用料等」という。）の規定に基づき甲がその額を算定するものとする。

２　甲は、予め、対象設備の設備保管料のうちイ（電気料）、（２）（設備使用料）、第２（とう道又は管路に係る負担額）について、乙へ通知するものとする。

３　第４条第３項又は第４項の規定に基づき、更改工事を実施する場合は、乙が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は甲の電力設備の準備が整う日（甲は自前工事申込書に記載された、乙の電力設備利用開始希望日までに電力設備の準備が整わない場合は、電力設備利用開始可能時期通知書で電力供給可能日を通知する。）のいずれか遅い日を設備使用料算定に係る起算日とする。

（端数処理）

第７条　端数処理については公表約款第８２条（端数処理）によることとする。

（費用の負担）

第８条　乙は本契約第６条（各種費用の算定）により算定した設備使用料等に乙が利用する対象設備数量等を乗じた費用を負担する。

２　前項の費用負担において、１ヶ月に満たない期間が生じた場合は、乙の利用した日数を利用した月の暦日数に応じて日割することとする。

（費用の起算日及び終了日）

第９条　対象設備の設置に係る設備使用料等のうち、受電設備及び発電設備にあっては、公表約款第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により相互接続点を設置可能と回答した日を費用の起算日とし、本契約第４条（通信用設備の利用開始日及び終了日）に規定する通信用設備の終了日を費用の終了日とし、受電設備及び発電設備以外の設備等にあっては、当社の電力設備の準備が整う日を費用の起算日とし、本契約第４条（通信用設備の利用開始日及び終了日）に規定する通信用設備の終了日を費用の終了日とし、電気料にあっては、本契約第４条（通信用設備の利用開始日及び終了日）に規定する通信用設備の開始日及び終了日を費用の起算日及び終了日とする。なお、受電設備及び発電設備にあっては、この間において、当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間（ただし、乙の責めに帰すべき事由により経過した期間を除くものとする）は乙が費用負担を要する期間から除外するものとする。

（費用の通知方法）

第１０条　甲の通信用設備の利用がある場合は、甲は予め、対象設備の数量及び費用負担額を通信用設備数量一覧及び通信用設備使用料一覧により通知するものとし、乙の対象設備の数量又は対象設備の使用料等が変更になる場合は、変更の都度、速やかに甲から乙に通知するものとする。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

（請求書発行と支払方法）

第１１条　前条で通知した費用負担額に対し異議がある場合は、通知後５営業日以内に甲へ通知することとし、甲乙協議を行うこととする。ただし、その協議開始から１ヶ月を超える場合であって、甲に責がない場合は、乙は本契約第６条（各種費用の算定）により算定した費用を甲の請求書に基づき支払うことを要するものとする。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

２　甲は前項の通知がない場合、乙に請求書を発行することとする。

３　原則として毎月分を翌月１０日までに、乙に対し１項により通知した月額相当分に消費税等相当額を加算のうえ請求を行い、乙はその月の末日（末日が休日となる場合は、翌営業日とする。）までに甲に支払うものとする。

（費用の精算）

第１２条　料金の遡及適用は、公表約款第７５条（工事費及び手続費等の遡及適用）によるものとする。

（違約金及び延滞利息）

第１３条　乙は、自前工事及び建設請負契約に基づく工事（以下「請負工事」という。）の全部又は一部を取消し（以下「工事キャンセル」という。）したときは、公表約款第78条の３に規定する費用を違約金として甲に支払うものとする。なお、当該設備の撤去または転用については、甲が決定するものとする。

２　延滞利息については公表約款第７９条（延滞利息）によるものとする。

（責任の範囲）

第１４条　甲の責めに帰すべき事由により本契約に記載の対象設備に損傷が発生したと認められる場合は、甲は当該装置等の修復に要する費用を負担するものとする。

２　天災（第三者による電気通信設備への妨害及び破壊行為等を含む）、火災(甲の故意または重大な過失による場合を除く)、その他甲の責に帰すべからざる事由による場合については、乙は当該装置等の修復に要する費用を負担するものとする。

３　前項の場合において、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の被った損害について、甲はその責を負わないものとし、乙の利用者からの苦情又は損害賠償等の請求があるときは、当該利用者に対しては、乙の責任において対処するものとする。

（損害賠償）

第１５条　本契約に記載の対象設備を設置若しくは保守するために乙又は乙が委託した者がした行為により、甲の通信用建物等又は甲の通信用建物等に設置されている甲又は第三者の設備に損害を与えたときは、乙は、その原状復旧、修繕、修理その他必要な費用を支払うものとする。

２　本契約第２１条第１項に規定する解除がなされたとき、本契約解除の原因となった当事者は、それにより相手方に与えた損害額を賠償しなければならないものとする。

３　本契約第２１条第２項に規定する解除がなされたとき、乙は解除の時までに甲が要した費用及び甲の原状復旧費用に関して、費用を甲に支払うものとする。

４　その他、乙又は乙が委託した者が、故意又は重大な過失により、甲又は、第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害について賠償する責を負うものとする。

（接続停止と協定解除）

第１６条　甲は、乙が公表約款、甲の非指定電気通信設備との接続に関する契約約款（以下「任意約款」という。）若しくは甲と乙の間で締結された相互接続協定書（以下、「協定」という。）に定める接続に係る料金その他の債務のいずれかについて支払義務を履行しない場合又は公表約款、任意約款若しくは協定の規定のいずれかに違反した場合は、公表約款第６０条（接続の停止）及び第４５条等（当社が行う協定の解除）（任意約款において準用する場合を含む。）に基づき、乙との接続の停止及び協定を解除することができるものとする。

２　前項に定める接続停止又は協定解除の実施に伴い、甲若しくは乙の契約者又は利用者（以下「契約者等」という。）から甲に対する問い合わせ、苦情等が発生した場合は、甲は乙の連絡先を案内することとし、その後は全て乙が対応するものとする。

３　乙は、甲から接続停止を予告された場合であって、接続停止予定日までにその料金その他の債務を支払うことができないときは、契約者等が不測の損害を受けないよう、契約者等に対して自らの役務提供が停止される旨を予め通知・公表しなければならないものとする。この場合において、乙が行う通知・公表に要する費用については、乙が全額負担するものとし、甲はその通知・公表について一切の責めを負わないものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、甲が契約者等からの苦情、訴え等に対応せざるを得なかったとき又は損害賠償の請求に応じざるを得なかったときは、その対応に要した費用及び損害賠償額に相当する金額を乙に求償するものとする。

５　協定を解除する場合において、乙は、甲の電気通信設備及び電力設備、空気調整設備、二重床その他対象設備の設置に付随して利用する周辺設備等を甲が原状復旧するために要する費用を負担しなければならない。

６　協定を解除する場合において、乙は対象設備及びその他その装置等に付随して設置する周辺装置等（以下「接続装置等」といいます。）を速やかに撤去（通信用建物の敷地外に搬出することを含みます。以下同じとします。）しなければならない。

７　前項の場合において、乙が接続装置等を速やかに撤去しないときは、甲は撤去期限を定めた催告を行うこととし、その期間内に乙が接続装置等を撤去しない場合には、乙がその接続装置等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなして、甲はその接続装置等に係る一切の管理責任を免れ、接続装置等を撤去することができるものとする。この場合において、甲が乙の接続装置等を撤去するために要する費用は、乙が全額負担するものとする。

（権利及び義務の譲渡）

第１７条　甲又は乙は、本契約により定める権利義務を第三者に譲渡する場合には、事前に相手方の書面による同意を得なければならないものとする。

（双務的条件）

第１８条　乙は、協定に定める接続に係る料金その他の債務の取扱いについて、本契約第１６条（接続停止と協定解除）に規定する条件と同等の条件を双務的に適用できるものとする。

（契約の有効期間）

第１９条　本契約の有効期間は２０●●年●月●日より、２０●●年３月３１日までとする。ただし、本契約有効期間が満了する６ヶ月前までに、甲乙いずれからも本契約終了の申し出がない場合、期間満了の日の翌日から１年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。なお、甲、乙から本契約について異議の申し出があり、契約期間満了の日までに協議が整わなかった場合、契約有効期間満了の日から６ヶ月を限度として、契約を継続するものとする。

（契約の変更）

第２０条　本契約の内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更できるものとする。

（契約の解除）

第２１条　甲又は乙は、相手方が本契約に規定する義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除できるものとする。

２　協定が解除された場合は、本契約は解除されるものとする。

３　天災、火災、その他の不可抗力等の甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により、通信用建物等の設置、維持、運用の続行が不可能と甲が判断したときは、甲及び乙は、本契約を解除できるものとする。

（乙からの解約）

第２２条　乙は、甲に対して書面による解約または一部解約の申入れを行うことにより、随意に本契約又は本契約の一部を解約することができるものとする。

（守秘義務）

第２３条　守秘義務については、公表約款第４７条(守秘義務)によることとする。

（管轄裁判所）

第２４条　本契約に関する訴訟については、訴額に応じ甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

（禁止行為）

第２５条　乙は、甲の書面による事前の承諾なしに乙の代理人、使用人、請負人、その他第三者に通信用設備又は対象設備を利用する権利の全部又は一部につきその転貸、若しくは、使用貸借をすることの他、この契約に基づく一切の権利を譲渡しまたは担保に供することを行ってはならないものとする。

（その他の事項）

第２６条　本契約に定めのない事項については、公表約款の規定によるものとし、公表約款にも定めのない事項については、甲乙間で協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

２　甲及び乙は、本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、電気通信事業法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、すみやかに解決を図るものとする。

３　本契約の規定に係わらず、公表約款が変更又は追加され、本契約と相違が生じた場合は、公表約款の規定によるものとする。

■電子契約の場合

本契約の成立を証するため、電磁的記録により契約書を作成し、本契約の各当事者が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

なお、電子署名にあたっては、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供するCECTRUST-Lightサービスを利用し、本書に電子署名を行い、原本保管を行うものとする。

■紙契約の場合

本契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

甲 東京都新宿区西新宿三丁目１９番２号

東日本電信電話株式会社

相互接続推進部長　　●●●●●

乙 ●●●●●●●●(住所)

●●●●株式会社(貴社名)

●●●●　●●●●（役職　代表者名）